

原議保存期間	30年（令和35年12月31日まで保存）
施行文書保存期間	30年（令和35年12月31日まで保存）

監 甲 達 第 1 7 号
務 甲 達 第 2 9 号
生 企 甲 達 第 3 9 号
地 甲 達 第 1 5 号
刑 企 甲 達 第 2 3 号
交 企 甲 達 第 1 0 号
公 甲 達 第 8 号
令 和 5 年 3 月 2 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

石川県警察の業務適正化等に関する要綱の制定について（通達）

対号 平成15年3月3日付け監甲達第10号、務甲達第36号、生企甲達第12号、地甲達第22号、捜一甲達第10号、交企甲達第7号、公甲達第7号「石川県警察の業務適正化等に関する要綱の一部改正について（通達）」

石川県警察の業務運営の適正化に関する体制及び活動については、対号に基づき運営してきたところであるが、この度、別添のとおり「石川県警察の業務適正化等に関する要綱」を制定し、令和5年4月1日から運営することとしたので、所属職員に周知徹底の上、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は令和5年3月31日をもって廃止する。

別添

石川県警察の業務適正化等に関する要綱

第1 総則

1 目的

この要綱は、石川県警察業務適正化委員会及び所属業務適正化委員会（以下「業務適正化委員会」という。）並びに業務適正化検討グループの設置、その運営等について定め、警察職員の業務運営、サービスの適正化、職務倫理の浸透及び受傷事故の防止に資することを目的とする。

2 定義

この要綱において、所属とは、警察本部の課、所、隊及び警察学校並びに警察署をいう。

3 警察職員の責務

警察職員は、業務適正化委員会又は業務適正化検討グループに加わり、これらの検討結果等を参考として、各自の業務運営、サービスの適正化、職務倫理の自覚及び受傷事故の防止に努めなければならない。

第2 石川県警察業務適正化委員会

1 設置

警察本部に、石川県警察業務適正化委員会（以下「本部委員会」という。）を置く。

2 任務

本部委員会は、石川県警察全般における次の事項を総合的に推進する。

- (1) 業務運営、サービス及び職務倫理に係る問題点を抽出し、その具体的かつ効果的な改善方策を検討すること。
- (2) 職務執行に係る問題点を抽出し、具体的かつ効果的な受傷事故防止対策を検討すること。
- (3) 所属業務適正化委員会の活動指針を定めること。
- (4) その他本部委員会の委員長から命ぜられた事項の推進に当たること。

3 構成

本部委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長	警察本部長
副委員長	警務部長 首席監察官
委員	生活安全部長 刑事部長 交通部長

警備部長
警察学校長
その他委員長が指名する者

4 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- (2) 委員長に事故のあるときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が定める。

5 幹事会

- (1) 本部委員会に、幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、本部委員会の委員長（以下「本部委員長」という。）の指示に基づき、本部委員会が検討する事項を調査し、その結果を本部委員長に報告する。
- (3) 幹事会は、会長、副会長及び会員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

会 長	警務部長
副会長	首席監察官
会 員	警務課長
	生活安全企画課長
	地域課長
	刑事企画課長
	交通企画課長
	公安課長

- (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、幹事会の運営に関する必要な事項は、本部委員長が定める。
- (5) 幹事会の庶務は、監察課において処理する。

6 専門部会

- (1) 本部委員会に、本部委員長が指定する専門の事項を調査するため、専門部会を置くことができる。
- (2) 専門部会は、調査結果を幹事会を経て本部委員長に報告する。
- (3) 専門部会は、部会長及び部会員をもって構成し、部会長には本部委員長が指名する者を、また部会員には部会長が指名する者をもって充てる。
- (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、専門部会の運営に関する必要な事項は、本部委員長が定める。

(5) 専門部会の庶務は、部会長が指定する課において処理する。

7 庶務

本部委員会の庶務は、監察課において処理する。

第3 所属業務適正化委員会

1 設置

所属の長（以下「所属長」という。）は、所属業務適正化委員会（以下「所属委員会」という。）を設置する。

2 任務

所属委員会は、本部委員会の指針に基づき、次の事項を推進する。

- (1) 各所属における業務運営、サービス及び職務倫理に係る問題点を抽出し、その具体的かつ効果的な改善方策を検討すること。
- (2) 各所属における職務執行に係る問題点を抽出し、具体的かつ効果的な受傷事故防止方策等を検討すること。
- (3) 各所属に置かれた業務適正化検討グループの活動指針を定めること。

3 構成

所属委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 所属長

副委員長 所属の次席、副隊長、副校長又は副署長

委員 所属の警部（同相当職を含む。）以上の階級にある者

4 運営

第2の4に定めるところを準用する。

第4 業務適正化検討グループ

1 設置

所属長は、業務適正化検討グループを設置し、当該所属の職員（所属委員会の副委員長及び委員を除く。）を設置したグループのいずれかに参加させるものとする。

なお、監察課から特定の年代及び階級を対象とした業務の適正化検討に係る通知があった場合は、当該通知に合わせた年代・階級別小集団検討グループ（以下「小集団検討グループ」という。）を設置し、当該所属の対象職員をそのグループのいずれかに参加させるものとする。

2 活動の目的

業務適正化検討グループは、所属委員会の活動指針に基づき、その構成員に係る業務運営、サービス、職務倫理及び職務執行に関する問題点を構成員間の討議を通じて抽出し、その具体的かつ効果的な改善方策を検討することにより、各自の業務運営、サービスの適正化、職務倫理の自覚及び受傷事故の防止に

資することをその活動の目的とする。

3 構成

- (1) 業務適正化検討グループ及び小集団検討グループ（以下「グループ」という。）は、それぞれ1グループ10名以下で構成する。
- (2) グループの活動を統括主宰する者として、グループの構成員の中からグループ・リーダーを選出する。

4 運営

- (1) 2に掲げる活動のため、グループによる検討会については、合わせて年2回以上開催するものとする。
- (2) 前号に定めるもののほか、グループの運営に関して必要な事項については、所属長が定める。

第5 監察課への報告等

1 体制報告

各所属において、人事異動後、速やかに所属委員会及び業務適正化検討グループの体制を構築し、監察課へ報告するものとする。

2 検討結果等の報告等

所属委員会及びグループの開催並びに検討結果について、速やかに監察課へ報告するものとする。